

承認案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第10号

専 決 処 分 書

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）の公布に伴い、
天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を改正する必要が
生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年10月30日

天理市長 南 佳 策

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第18号中「第11条第1項」の次に「又は第11条の2第1項」を加える。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。